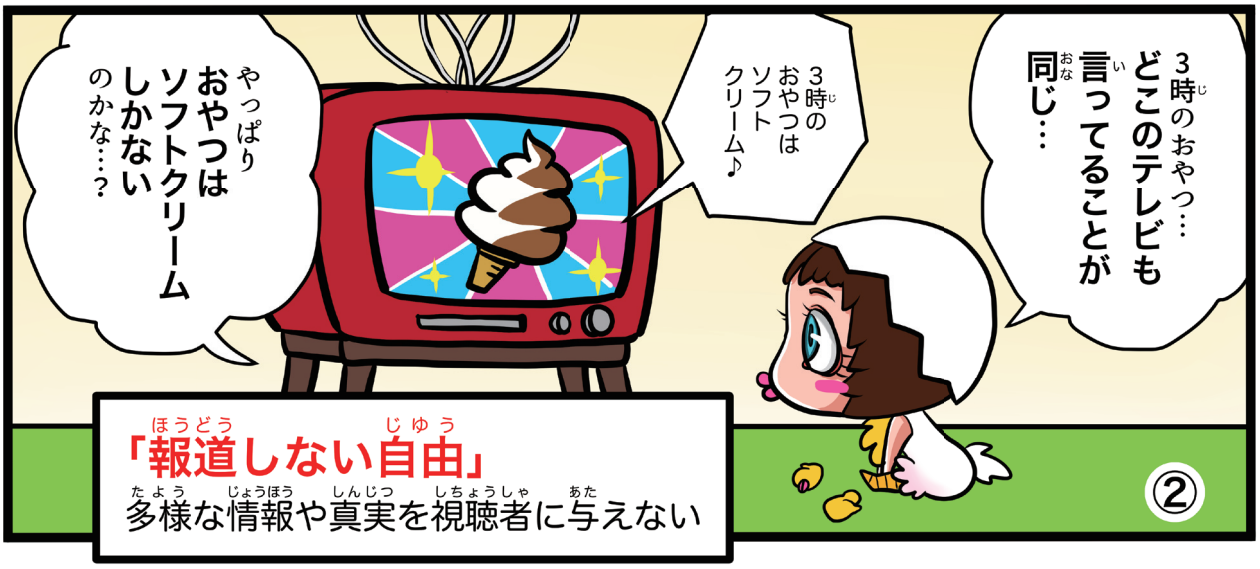
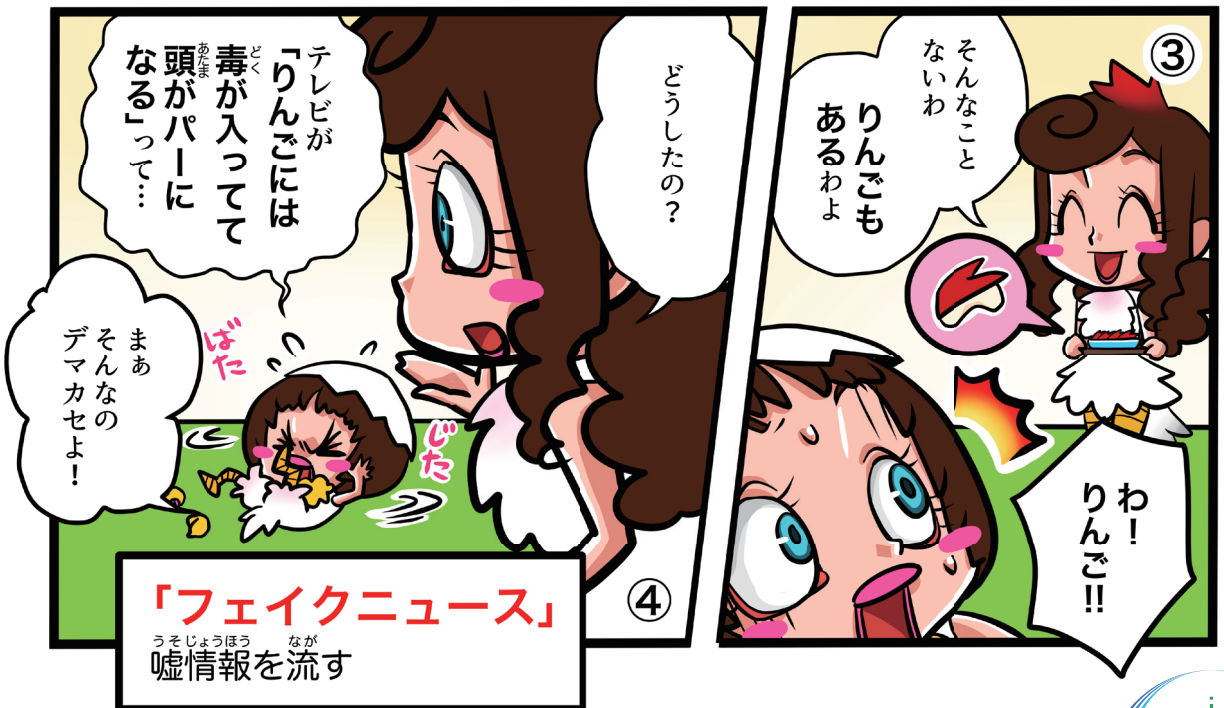




「報道しない自由」
多様な情報や真実を視聴者に与えない



「フェイクニュース」
嘘情報を流す

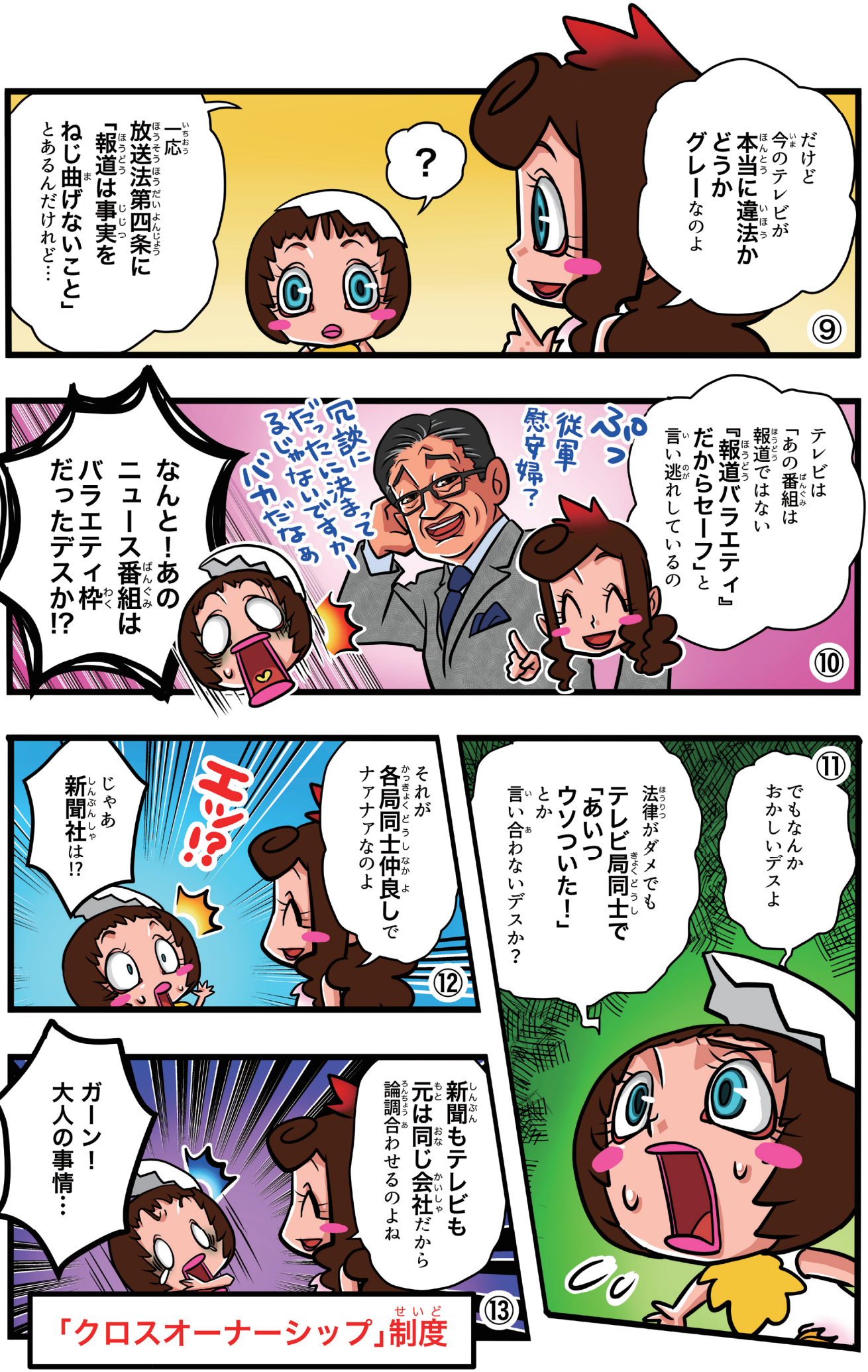






※仏は年間総売上の5%、米は50万ドルの罰金、米独英仏国全てで免許取り消しの罰則がある





※　サンデーモーニングは、オウム事件の時までワイドショーでしたが、ビデオ問題で叩かれてから報道局が制作する報道番組になっています。にもかかわらず、放送法第４条をガン無視して偏向しまくっているためＴＢＳは強く非難されているのです。総合ニュースエンタテインメントを公称しているものとして「報道ステーション」などがあります。



一般社団法人　国民の知る権利を守る自由報道協会　https://www.free-press.or.jp/

「放送自由化のための１００万署名」の頁　https://www.free-press.or.jp/signature/

スマホからの電子署名が可能になりました。

電子署名が総務省に認められました

署名フォームで署名して日本を動かそう

総務省が公式に認めた署名フォームです。



アメリカ合衆国では、インターネットでの電子署名が公式に認められていて、国民の声が直接短時間で政治に反映され得る仕組みになっています。
日本では、長尾たかし衆議院議員が総務省に確認するまで、官庁は電子署名の明確な指標を出していませんでした。
衆議院議員・長尾たかし内閣府政務官の問い合わせに対し、総務省が「公的に認める電子署名の明確な基準」を初めて示しました。

「フェイクニュース」を止める為に必要なのは「放送自由化」

「報道しない自由」や「切り取り報道による印象操作」も「フェイクニュース」も、電波オークションを導入しインターネットのような自由な報道ができるようになれば防ぐことが出来ます。

一　放送法はじめ電波三法を改正し、チャンネルを増やして情報源を増やす。

- 地方からの全国発信を認める。(既存の在京キー局による寡占の撤廃)
- ３年以内に放送ネットワークの枠を緩和・撤廃する。
- 「クロスオーナーシップ (一つの資本による情報統制)」を禁止する。
- 「電波利用権のオークション制度」を導入し、「放送の自由化」をする。
- 情報インフラである SNS 等に、電話・電報と同様のサービス提供義務を課す。

二　民主主義を守る為、嘘の報道は罰し、間違った報道は訂正させる。

- 「報道」「ニュース」を冠する番組は、全て放送法第４条の「報道」に該当するものと定める。
- 放送法第４条３項をフィクションと明示しない全ての放送に適用し、停波などの罰則規定を設ける。
- 第三国からのメディア操作の排除を法律に明記し、管理職に国籍条項を適用する。
- 報道内容について、重大な虚偽・捏造に対して「製造物責任法」を適用できるようにし、放送利害関係者を排除した第三者により違法行為を公的認定する監視機関を設置する。

ご支援の御願い

１．協賛会員として継続的なご支援　　協会ホームページよりご入会下さい。

２．自由な金額でのご支援

ゆうちょ銀行　　店名　〇一八 (ぜろいちはち)　店番 018　普通預金　6888765
記号 - 番号：10120-68887651
口座名義　一般社団法人 国民の知る権利を守る自由報道協会
シヤ) コクミンノシルケンリヲマモルジユウホウドウキョウカイ



放送番組に係わる規律についての国際比較

			アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	韓国	日本
放送を規律する根拠法令			・刑法 ・34 年通信法 ・96 年通信法 ・FCC 規制等	・90 年放送法 ・96 年放送法 ・03 年通信法 ・Ofcom 番組規定	・視聴覚通信法 ・CSA との協定	・放送州間協定 ・各州放送法 ・青少年保護州間協定	・放送法 ・放送審議規定	・放送法 ・電波法
行政による強制的措置	行政上の措置	番組基準の制定	○	○	○	○	○	なし
		訂正放送等の命令 / 課徴金	○	○	○	○	○	なし
		放送免許停止又は取り消し	○	○	○	○	○	実質なし
	刑事罰		○		○	○	○	なし
放送事業者の自主的取組を求める規律（番組基準の作戦，番組審査機関の設置）								○
監察機構			・連邦通信委員会（FCC）	・放送通信庁 ・公共テレビには政府代表が参加	・政府・議会及び視聴覚高等評議会（CSA）	・州メディア監察機関連盟（ALM） ・メディア集中調査委員会（KEK）	・放送委員会（KBC）	・総務省 ・BPO
罰則規定			・違反行為の停止、及び最高 50 万 US ドルの罰金（2005 年放送品位維持法）または放送免許の取消等の各種制裁	・訂正放送、陳謝放送命令、罰金、放送免許短縮、放送免許取消等の処置がとられる	・改善要求、釈明要求、年間総売上高の 3% を上限とする制裁金（繰返す場合上限 5%）、修正放送の要求、番組一時停止、放送免許期間短縮、免許取消等の制裁	・違反が繰り返される場合は、放送認可（免許）の停止、取り消し、放送一時停止措置のほか、秩序違反法が準用され最大 50 万ユーロの罰金が科される。	・報道内容やその是正措置を怠れば 1 年以下の懲役または約 300 万円の罰金のほか、視聴者に対する謝罪や訂正放送・放送中止等	・電波法第 76 条で違反者の運用停止命令等の処置が可能だが、言論の自由や放送独立性の観点から実施例なし



報道被害を生む「虚偽報道」には、「罰則」と「訂正報道の強制」が科せられるのが世界共通です。

※ 表部分は平成 22 年総務省資料をもとに 一般社団法人 日本平和学研究所 が作成

※ その他は各国の政府公開資料等をもとに 一般社団法人 国民の知る権利を守る自由報道協会 が作成



「フェイクニュース」と「報道しない自由」は民主主義の敵

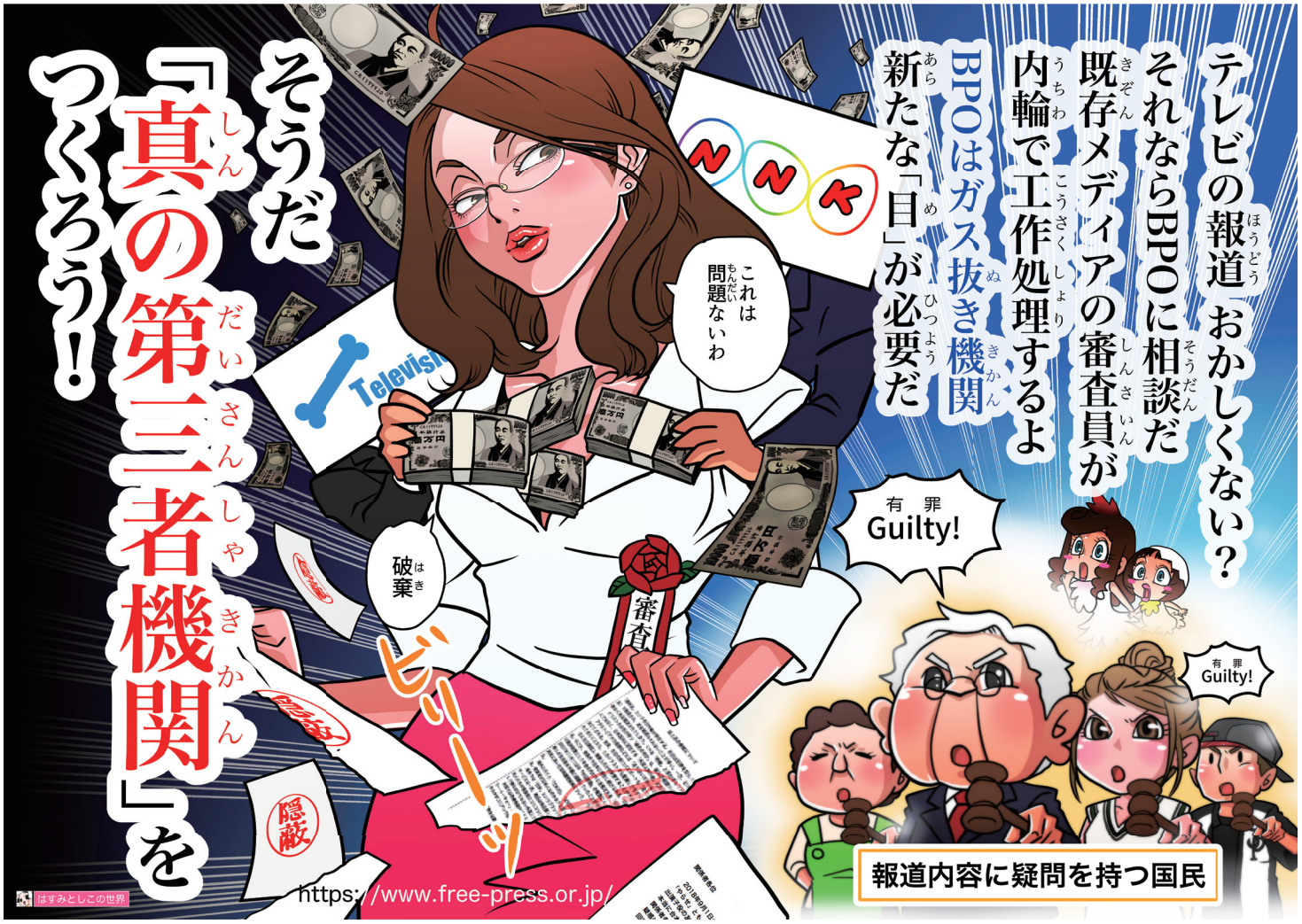
「報道しない自由」とは、「国民の知る権利」を満たす役割として報道機関に認められている「報道の自由 (日本国憲法第 21 条)」を盾に「報道するのが自由なら報道しないのも自由」と称して**「いかに国民が知るべき内容であっても、報道機関が知らせたくないと考えたものを報道せずに隠蔽する行為」**のスラングです。

ある事象に対して**「一方的な見解だけを報じる」のは「報道の自由」**ですが、**「放送法第４条で求められている『客観的な事実』や『背景』『異なる見解』を報じない」のが「報道しない自由」**です。

民主主義における「報道」は、裁判における「証拠」と同じです。一方にだけ有利な「証拠」だけを見せると裁判所は有利な証拠が出ている方を勝たせます。「選挙」によって政治が向かうべき方向を決める民主主義で、「事実と異なるフェイクニュースを流す」ことや「必要な情報を報道しない」ことは、国民の判断を歪め民主主義の根幹を揺るがす行為であり、公器としての報道機関に許されないことです。

「第一回フェイクニュース大賞」にて「大賞」を受賞した朝日新聞の大先輩で、大正 12 年に「日刊アサヒグラフ (週刊アサヒグラフ)」を創刊した杉村楚人冠こと杉村廣太郎も、**「故意に不実の事を捏造するのも罪悪であるが、公にすべき事実を差し押さえて公にせぬのも罪悪たることは、相同じ」**と述べています。

一般社団法人　国民の知る権利を守る自由報道協会
http://free-press.or.jp　7　署名受付 Fax：03-6869-1315



「国民みんなでメディアをチェック !!」配信決定

一般社団法人 国民の知る権利を守る自由報道協会では、オールドメディア (新聞・テレビ・ラジオ) によって「国民の知る権利」が侵害されている現状を解決し、「放送自由化の１００万署名」を更に多くの人を巻き込んだ国民運動とするため、「国民みんなでメディアをチェック !!」をテーマとした動画を制作し報道番組として配信します。

1　メディアの嘘を継続的に監視し告発し続けます。(毎週定時ライブ配信の予定)

・沖縄の日　琉球新報 , 沖縄タイムス など沖縄メディアのフェイクを曝きます。
・NHK の日　・民放キー局の日　・朝日新聞の日　・しんぶん赤旗の日　など
※　現在、「沖縄の日」配信決定。年間 240 万円で 1 番組の追加が可能です。

2　『報道しない自由』によって報じられないニュースを発信します。(毎週定刻に配信)

・ゲストに坂東忠信氏, 西村幸祐氏, 吉田康一郎区議などを迎えて、難民問題や日韓問題, チベット問題 , 既存マスコミの汚点など、オールドメディアでは報じられないニュースや情報を発信します。

動画配信の目的 ···· フェイクニュースの監視と日本のマスコミが『報じない自由』で隠蔽している情報の開示